

一般社団法人 日本計量生物学会 試験統計家認定制度

2025年度実務試験統計家 更新認定申請について

実務試験統計家 更新認定を希望する方は、申請書様式をダウンロードし、2025年10月1日（水）～2025年10月31日（金）（当日消印有効）に、申請書類一式を下記の送付先に書留郵便またはレターパックでお送りください。書類受付後、受付完了の連絡および認定審査料に関する案内メールをお送りいたしますので、更新認定審査料（5千円）については、2025年11月15日（土）までに、指定の口座に振り込み願います。

※振込手数料は申請者にてご負担願います。

※振込み人欄に「申請書受理番号」と「氏名（カタカナ）」を入力願います。

送付先：

〒116-0011 東京都荒川区西尾久7-12-16

【株式会社ソウブン・ドットコム】

日本計量生物学会試験統計家認定受付担当

※原則として申請書類は返却いたしません。

※申請書類に含まれるすべての情報は、審査以外の目的には使用しません。

申請に関する問合せ先：

日本計量生物学会 試験統計家認定事務局

E-mail：nintei_jbs@sinfonica.or.jp

更新認定要件（実務試験統計家）…詳細は学会ホームページ掲載の「試験統計家認定の更新に係る審査基準（2022年6月1日）」を参照のこと

1）認定の有効期間（原則5年間）継続して本学会の正会員であり、申請時点で正会員であること。

・申請時点で法人の正会員であり、連続して正会員歴5年を有することとする。ただし、会費の納付がなされていることを必須とする。すなわち、申請時点で 2021年から2025年まで正会員として会費納付済であること。なお、正会員歴には賛助会員歴、学生会員歴、名誉会員歴は含まれない。

2) 認定の有効期間内に新たに30単位以上を取得していること。単位については、以下のとおりとする。

- ・ 日本計量生物学会年会参加 10単位
- ・ 計量生物セミナー参加 5単位
- ・ 計量生物学講演会参加 2単位
- ・ 統計関連学会連合大会参加 5単位
- ・ International Biometric Conference参加 5単位
- ・ East Asia Regional Biometric Conference参加 5単位
- ・ 上記学会・セミナー・講演会における発表（口頭・ポスター）
 - 学会・セミナー・講演会あたり、5単位（筆頭者）
 - 学会・セミナー・講演会あたり、3単位（筆頭者以外）

3) 認定の有効期間開始日から更新の申請時点までに、開始（臨床試験登録の完了）または終了（主解析の報告書作成または主解析の論文公表）した臨床試験のうち、当該期間内に、統計解析責任者または統計解析担当者として、「試験計画書かつ解析計画書作成」、「解析」、「報告書または論文作成」のいずれかの業務を行った試験数が1以上あること。

- ・ 申請書類に、関与した臨床試験の一覧を記載し、試験ごとに役割を記載すること。

以上